

慶應義塾大学医学部三四会 ご開業会員の皆様へ

診療所賠償責任保険のご案内

(医師賠償責任保険 + 医療施設賠償責任保険)



著作者:tirachardz/出典:Freepik

保険期間

2026年4月1日 午後4時から
2027年4月1日 午後4時まで書類提出
締切日

2026年3月19日

団体割引

20%
適用

お問い合わせはこちらまで

代理店

株式会社慶應学術事業会

Tel. 03-3453-3846 受付時間 平日8:30~17:00(年未年始を除く)
Mail hoken@keioae.com

【ご加入内容に関するお知らせ】

次年度以降は、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は次年度パンフレット・加入依頼書等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。本内容をご了承いただける方につきましては、次年度は特段のご加入手続きは不要となります(保険料のお振込みのみお願いいたします)。

診療所賠償責任保険 (医師賠償責任保険 + 医療施設賠償責任保険)の内容

医師賠償責任保険(医師特別約款) <基本契約>

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因する患者の身体・生命の障害が、保険期間中に発見*1され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 被保険者が事故*2を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

*2 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

例えば…



診断を誤ったため、
患者の症状が悪化した。



手術ミスにより、
患者が重篤な
後遺症を負った。

高額化する損害賠償金に合わせて、**2億円以上の補償をお勧めします。**
専門性の高い事故対応体制が整っています！



事故例

事例1

心臓カテーテル検査後に感染性心内膜炎及び脳動脈瘤破裂が生じて重度の後遺障害が残存した事案について、担当医師の感染性心内膜炎の検査・診断・治療義務違反の過失を認め、1億4983万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1160 185頁

事例2

イレウス手術のための麻酔によって患者が心停止を来し、大脳皮質障害を原因とする植物状態に陥った事案で、術前の検査・診察を怠り、患者の状態に応じた麻酔方法を取らなかった過失があるとされ、1億1302万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1206 240頁

医療施設賠償責任保険(医療施設特別約款) <基本契約>

<対人・対物事故>

記名被保険者が所有、使用または管理する医療施設(設備を含みます。)や、医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果、または記名被保険者が提供・販売し占有を離れている食品や商品等の財物(以下「生産物」といいます。)に起因して、保険期間中に日本国内において発生した事故*1(医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 他人の身体・生命を害したこと(対人事故)および他人の財物を損壊したこと(対物事故)をいいます。

例えば…



院内の食堂で提供した
食事により、
見舞客が食中毒になった。



シャッターが落下して、
見舞客がケガをした。

<人格権侵害>*2

記名被保険者が所有、使用または管理する医療施設(設備を含みます。)や、医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果、または生産物に関して、これらいずれかに伴い保険期間中に日本国内で行われた不当行為(不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示)によって発生した人格権侵害(医療行為に起因する人格権侵害を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*2 他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

例えば…



入口周辺にいた見舞客を
不審人物と勘違いし、
公衆の面前で取り押さえた。

©東京海上日動

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故または人格権侵害(医療施設賠償責任保険のみ)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故または人格権侵害(医療施設賠償責任保険のみ)が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法

- ・法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします(支払限度額が適用されます。)
 - ・法律上の損害賠償金以外の上記費用については、原則としてその全額がお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)
- ただし、争訟費用については、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

支払限度額・保険料表<基本契約>

保険期間：1年間、団体割引：20%

				Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ (歯科診療所)	Dタイプ (日医A①会員)
支払限度額	医師賠償責任保険	対人	1事故	2億円	1億円	1億円	100万円
			保険期間中	6億円	3億円	3億円	300万円
	医療施設賠償責任保険	対人	1名	1億円	1億円	1億円	1億円
			1事故	3億円	3億円	3億円	3億円
		対物	1事故	1億円	1億円	1億円	1億円
1施設あたり保険料 (一時払)			有床	117,020円	92,460円	—	6,990円
			無床	80,210円	61,970円	6,360円	

※免責金額(自己負担額)は0円です。

※医療施設賠償責任保険の人格権侵害事故の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次のとおりです。

支払限度額は被害者1名につき1,000万円、1事故につき1億円、保険期間中につき1億円、免責金額は0円。

※歯科診療所の方は、Cタイプにのみご加入いただけます。

※日本医師会A①会員である個人立診療所開設者の方は、Dタイプにのみご加入いただけます。

※日本医師会A①会員が管理者または理事となっている医療法人が開設する法人立診療所で、日本医師会賠償責任保険特約保険に加入されている場合は、Dタイプにのみご加入いただけます。日本医師会医師賠償責任保険特約保険の詳細につきましては、各都道府県医師会までお問い合わせください。

上記保険料はご加入者数500人以上の場合の保険料です。ご加入者数が500人を下回る場合には、保険料の変更等をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

※オプションのみのご加入はいただけませんので、基本契約とセットでお申し込みください。

勤務医師包括担保特約（医師特別約款＋勤務医師包括担保特約条項）＜オプション①＞

診療所賠償責任保険加入の医療施設に勤務する医師(医療施設の開設者の使用人・業務の補助者)個人を被保険者とし、診療所賠償責任保険の対象とする医療施設の業務として、被保険者が日本国内で行った医療業務(往診等を含みます。)に起因する患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

※勤務医師を無記名で包括的に被保険者とするので、勤務医師の名簿を常に備えておく必要があります。名簿に記載のない方は、保険金のお支払いの対象となりません。

※勤務医師が他の医療施設の業務として行った医療業務は対象となりません。

お支払いする保険金

保険金のお支払い方法

医師賠償責任保険の「お支払いする保険金」、「保険金のお支払い方法」に準じます。

支払限度額・保険料表＜オプション①＞

保険期間：1年間、団体割引：20%

		AKタイプ	BKタイプ	CKタイプ (歯科診療所)	DKタイプ (日医A①会員)
支払限度額 *1	1事故	2億円	1億円	1億円	100万円
	保険期間中	6億円	3億円	3億円	300万円
1施設あたり保険料(一時払)	有床・無床	29,240円	23,050円	2,520円	1,870円

※免責金額(自己負担額)は0円です。

*1 診療所賠償責任保険でご加入いただいたタイプの医師賠償責任保険(医師特別約款)の支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません(日本医師会A①会員である個人立診療所開設者でDタイプにご加入の場合を除きます。)

医療従事者包括賠償責任保険（医療従事者包括特別約款）＜オプション②＞

診療所賠償責任保険加入の医療施設に勤務する看護職などの医療従事者(医師・歯科医師を除きます。)個人を被保険者とし、診療所賠償責任保険の対象とする医療施設の業務の用法に伴う仕事として、被保険者が日本国内で行った医療従事者としての業務(付随業務を含みます。)に起因する他人の身体・生命の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば…調剤を誤ったために、それを服用した患者の体の具合が悪くなった。

・医師の指示と異なった薬剤を点滴してしまい、患者が死亡した。

※医療従事者全員を無記名で包括的に被保険者とするので、資格を明記した医療従事者の名簿を常に備えておく必要があります。名簿に記載のない方は、保険金のお支払いの対象となりません。

※医療従事者が他の医療施設の用法に伴う仕事として行った業務は対象となりません。

お支払いする保険金

保険金のお支払い方法

医師賠償責任保険の「お支払いする保険金」、「保険金のお支払い方法」に準じます。ただし、法律上の損害賠償金については、被保険者の数にかかわらずにご加入の支払限度額をもって限度とします。

支払限度額・保険料表＜オプション②＞

保険期間：1年間、団体割引：20%

		AJタイプ	BJタイプ	CJタイプ (歯科診療所)	DJタイプ (日医A①会員)
支払限度額 *1	1事故	2億円	1億円	1億円	100万円
	保険期間中	6億円	3億円	3億円	300万円
1施設あたり保険料(一時払)	有床・無床	9,200円	7,260円	2,140円	1,070円

※免責金額(自己負担額)は0円です。

*1 診療所賠償責任保険でご加入いただいたタイプの医師賠償責任保険(医師特別約款)の支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません(日本医師会A①会員である個人立診療所開設者でDタイプにご加入の場合を除きます。)

<ご注意> ※上記保険料は診療所賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。

※上記保険料はご加入者数500人以上の場合の保険料です。ご加入者数が500人を下回る場合には、保険料の変更等をさせていただきますので、予めご了承ください。

詳細につきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

契約の対象について

診療所(病床数が0床～19床の医療施設)が対象となります。

被保険者(補償を受けることができる方)について

1. ご加入者(この保険に加入のお申込みをいただける方)

慶應義塾大学医学部三四会の会員

2. 被保険者(補償を受けることができる方)

医師賠償責任保険	医療施設の開設者である法人・個人(ご加入者)		
医療施設賠償責任保険	①医療施設の開設者である法人・個人(記名被保険者*1、ご加入者) ②記名被保険者*1の使用人その他業務の補助者		
勤務医師包括担保特約	加入依頼書等に記載の医療施設に勤務する医師(医療施設の開設者の使用人その他開設者の業務の補助者である医師(既に開設者の使用人または業務の補助者でない医師も含みます。))のうち名簿に記載された方 ※名簿を常に備え付けいただく必要があります(加入時にご提出いただく必要はありません。)		
医療従事者包括賠償責任保険	加入依頼書等に記載の医療施設に勤務する次の医療従事者(医療施設の開設者の医療業務に従事する使用人その他業務の補助者。事故が発見された時に既に退職済みである者を含みます。)のうち、名簿に記載された方 ※ 医師および歯科医師は、被保険者には含まれませんので、ご注意ください。 <table border="1"><tr><td>被保険者となる医療従事者の範囲</td></tr><tr><td>看護師、准看護師、保健師、助産師、診療放射線技師、診療工器具線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士</td></tr></table> ※氏名および医療従事者資格を記載した名簿を常に備え付けいただく必要があります(加入時にご提出いただく必要はありません。)	被保険者となる医療従事者の範囲	看護師、准看護師、保健師、助産師、診療放射線技師、診療工器具線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士
被保険者となる医療従事者の範囲			
看護師、准看護師、保健師、助産師、診療放射線技師、診療工器具線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士			

*1 加入依頼書等に記載の「被保険者」欄にお名前を記載された方をいいます。

❗ ご注意

- 慶應義塾大学医学部三四会の会員以外の方は、この保険に加入することができません。
- 医師賠償責任保険において、勤務医師や看護職等の業務の補助者が行った医療業務に起因して発生した患者の身体・生命の障害について被保険者(医療施設の開設者)が負担する法律上の賠償責任はこの保険の対象となりますが、勤務医師や看護職等が個人名で賠償請求を受けた場合の個人責任部分は、この保険の対象となりません。勤務医師個人が負担する賠償責任を補償するためには、別途勤務医師個人で「勤務医師賠償責任保険」にご加入いただくか、勤務医師包括担保特約<オプション>への加入が必要です。医療従事者個人が負担する賠償責任を補償するためには、別途医療従事者個人で専門職向けの保険にご加入いただくか、医療従事者包括賠償責任保険<オプション>への加入が必要です。
- 発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師賠償責任保険においては、勤務医師・看護師などの医療施設の従業員等の被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による事故である場合に限り、引受保険会社がこれらの方へ求償することがあります。
- 加入できる医療施設は、個人立の場合は開設者が「団体の会員」、法人立の場合は開設者が「団体の会員が理事長となっている医療法人」の場合に限られます。
- ご加入後に医療事業の経営主体を変更される(個人→法人(医療法人)、法人→個人)場合には被保険者の変更手続きが必要になりますので、必ず事前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

医師賠償責任保険		
保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見*1された場合に限りです。</p> <p>*1 被保険者が患者の身体・生命の障害を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p>	<p>1.この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限り、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>*1 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。</p> <p>2.保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ・被保険者が業務を行う施設もしくは設備、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ・名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ・所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。)が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ・日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任 <p>等</p>

医療施設賠償責任保険		
保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p><対人・対物事故> 次のいずれかの事由に起因して保険期間中に日本国内において発生した事故*1(医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。))について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①記名被保険者が所有、使用または管理する医療施設(設備を含みます。)</p> <p>②医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果</p> <p>③記名被保険者が提供・販売し占有を離れている食品や商品等の財物(以下、「生産物」といいます。)</p> <p><人格権侵害>*2 上記の①から③までのいずれかの事由に関して、日本国内で保険期間中に行われた不当行為(不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示)によって発生した人格権侵害(医療行為に起因する人格権侵害を除きます。))について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>*1 他人*3の身体・生命を害したこと(対人事故)および他人の財物を損壊したこと(対物事故)をいいます。</p>	<p>1.この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限り、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③損害防止軽減費用 事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>2.保険金のお支払方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <p><対人事故・対物事故、人格権侵害共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意*1 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任*1 ・次の賠償責任(昇降機に積載した他人の財物には適用しません。) ①記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ②記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物(①に規定する財物を除きます。))の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任*1 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。))に起因する賠償責任 ・被保険者による医療業務の遂行に起因して、その医療行為の対象となる者が被った身体の障害 ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ・医療施設の修理、改造または取壊し等の工事 ・次に掲げるものの所有、使用または管理 ①自動車、原動機付自転車または航空機 ②医療施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。))または動物 ・昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果 ・次の財物の損壊または使用不能(財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。) ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。) <p>等</p>

<p>*2 他人*3の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。</p> <p>*3 被保険者相互間における他の被保険者は「他人」とみなしません。ただし、記名被保険者が、記名被保険者以外の被保険者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、その被保険者を「他人」とみなします。</p>	<p><人格権侵害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為 ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為*1 ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)*1 ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 <p>等</p> <p>*1 適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

勤務医師包括担保特約

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>医師賠償責任保険 (医師特別約款) + 勤務医師包括担保特約条項</p>	<p>加入依頼書等に記載の医療施設の業務として被保険者が日本国内において遂行する医療業務に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします*1。</p> <p>保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見*2された場合に限りです。</p> <p>*1 患者の身体・生命の障害が発見*2された時に、被保険者が既に対象施設の開設者の使用人または業務の補助者でない場合を含みます。ただし、その被保険者が名簿に記載されている場合に限りです。</p> <p>*2 被保険者が患者の身体・生命の障害を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)*または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)*のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p>	<p>(「医師賠償責任保険(医師特別約款)」と同じ)</p>	

医療従事者包括賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>医療従事者包括賠償責任保険 (医療従事者包括特別約款)</p>	<p>加入依頼書等に記載の医療施設(以下、「対象施設」といいます。)*の用法に伴う仕事として、被保険者が日本国内において遂行する医療従事者としての業務(付随業務を含みます。)*に起因して発生した他人の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします*1。</p> <p>保険金をお支払いするのは、他人の身体・生命の障害が保険期間中に発見*2された場合に限りです。</p> <p>*1 他人の身体・生命の障害が発見*2された時に、被保険者が既に対象施設の開設者の使用人または業務の補助者でない場合を含みます。ただし、その被保険者が名簿に記載されている場合に限りです。</p> <p>*2 対象施設の開設者または被保険者のいずれかが他人の身体・生命の障害を最初に認識した時(認識することができたと合理的に推定される場合を含みます。)*、または、他人の身体・生命の障害に起因する損害賠償請求が、開設者または被保険者のいずれかに対して最初になされた時のいずれか早い時点をもって発見されたものとみなします。</p>	<p>1. この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当・護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>*1 医療従事者としての業務の遂行に起因する他人の身体・生命の障害をいいます。</p> <p>2. 保険金のお支払方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします(被保険者の数にかかわらず、ご加入の支払限度額をもって限度とします。)*。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)*。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・被保険者と他人との特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。)*に起因する賠償責任 ・法令に定められた医療従事者資格を有しない者が行った業務 ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務 ・美容を唯一の目的とする業務 ・次に掲げるものの所有、使用または管理 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車、原動機付自転車または航空機 ②昇降機 ③施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)*または動物 ④対象施設(業務の遂行のために直接使用する機械・器具を除きます。)* ・名誉き損または秘密漏えい ・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ・日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 <p>等</p>

医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険・勤務医師包括担保特約条項・ 医療従事者包括賠償責任保険 ご注意事項

もし事故が起きたときは

<医師賠償責任保険、勤務医師包括担保特約条項、医療従事者包括賠償責任保険>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<医療施設賠償責任保険>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故・事由について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

●通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険・勤務医師包括担保特約条項・ 医療従事者包括賠償責任保険 ご注意事項

●加入者票

ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、代理店または引受保険会社にお問い合わせください。加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人*1)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

*1 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効となります。

以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

※このパンフレットは 医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、勤務医師包括担保特約条項、医療従事者包括賠償責任保険の概要をご紹介します。詳細は、引受保険会社から契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。なお、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社にご照会ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

医療通訳サービス(無料)のご案内

自動セット

医師賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者(医療施設の開設者)の方に、電話医療通訳のサービスをご提供いたします。*1*2*3
本サービスは、医師賠償責任保険の保険期間中にご利用いただけるサービスです。

・電話医療通訳

電話を通じて医療専門通訳者が、診察室における外国人患者との会話やインフォームドコンセント、受付・会計等の会話を通訳します。普段お使いの電話機を利用し、スピーカーフォンまたは受話器の受け渡しでご利用いただけます。また、スマートフォンやタブレットからも、インターネット回線を通じてご利用が可能です。

■ 対応時間 8:30～24:00 / 365日

■ ご利用回数 保険期間を通じて20コールまで

■ 対応言語(17言語)

・英語 ・中国語 ・韓国語 ・ベトナム語 ・タイ語 ・スペイン語 ・ポルトガル語 ・ロシア語 ・フランス語
・ヒンディー語 ・モンゴル語 ・インドネシア語 ・ネパール語 ・ベルシア語 ・ミャンマー語 ・タガログ語 ・広東語

*1 本サービスは、引受保険会社がメディフォン株式会社を通じてご提供いたします。本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

*2 本サービスのご利用に当たっては、事前の会員登録およびメディフォン株式会社の利用規約への同意が必要となります。ご利用方法の詳細については、ご案内チラシをご参照ください。

*3 本サービスは、歯科診療所(Cタイプ、CJタイプ)は対象外となります。

慶應義塾大学医学部三四会 診療所賠償責任保険 加入依頼書兼変更依頼書

慶應義塾大学医学部三四会 御中

記入例

「ご加入に際して」：私は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①私が保険契約者である企業または団体の構成員であること
- ②裏面の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- ③加入依頼書をもって保険料算出基礎数字を申告すること
- ④申告内容に基づいて引受保険会社が保険料を算出すること
- ⑤申告内容が誤っていた場合、後日、保険料の追加支払が必要となる場合があること
- ⑥加入依頼書記載事項が事実と相違ないこと

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆お客様情報記入欄

加入依頼日	西暦 2026 年 3 月 6 日	回生	75 回生	(記入例)
(団体の構成員) 加入者	☆加入者名	フリガナ ケイオウ ハナコ 慶應 花子	東海太郎	東海太郎
	加入者連絡先	メールアドレス: hanako.keio@sanshi.com TEL: 080-1111-2222	メールアドレス: tokai-taro@tmnf.jp TEL: 090-1234-5678	※三四会 会員名をご記載ください。
被保険者(補償対象者)	☆開業の種類	法人立 ・ 個人立	※該当のものに○をしてください。	
	☆診療所の開設者名	フリガナ インチョウ ケイオウ ハナコ 院長 慶應 花子	【①法人立の場合】 医療法人〇〇 理事長 東海太郎 【②個人立の場合】 院長 東海 太郎	
	☆診療所名	フリガナ シナノマチケイハナクリニック 信濃町慶花クリニック	【法人立・個人立共通】 〇〇診療所 (クリニック)	
	☆診療所住所・連絡先	フリガナ トウキョウト シンジュクク シナノマチ 35 〒160 - 8582 東京都 新宿区 信濃町 35 TEL: 03-1111-2222	123-1111 〇〇県〇〇市1-2-3 △△ビル 03-1234-5678	
加入者票発送先	フリガナ 〒 TEL:	診療所住所と同じ	※診療所住所と同一の場合は「診療所住所と同じ」に○をしてください。	

◆ご加入内容・変更内容記入欄

ご希望のお取扱い	新規加入 ・ 中途加入 ・ タイプ変更 ・ 脱退 ・ その他の変更			
保険期間	2026 年 4 月 1 日 午後4時 ~ 2027年 4 月 1日 午後4時			
中途加入日(補償開始日)・変更日・脱退日	年 月 日	※中途加入の補償開始時刻は午前0時、更新のご契約の補償開始時刻は午後4時となります。 ※受付締切日等はパンフレットをご参照ください。詳細は取扱代理店よりご案内申し上げます。		
☆病床数	0 床	(2026年 3月 6日現在)	※無床は0とご記入ください。	
日本医師会のA①	会員である ・ 会員でない	※日本医師会A①会員の方、または保険期間中に日本医師会A①会員となれる場合は、取扱代理店までお問い合わせ下さい。		
ご希望のご加入タイプ	診療所賠償責任保険 <基本契約>	B タイプ	勤務医師包括担保特約 <オプション①>	BK タイプ
			医療従事者包括賠償責任保険 <オプション②>	BJ タイプ

※タイプ一覧はパンフレットをご参照ください。

裏面の告知事項申告欄もご記載ください

◆告知事項申告書欄 ※必ずご記入ください。

記入例

告知事項申告書 (どちらかに○をお付け下さい)	★1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。 (過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ	★他の保険契約等 ※共済契約を含みます。 ※「あり」の場合は詳細をご記入ください。	あり	なし
	★2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。 (過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ		会社名	保険等の種類
	3. 上記1,2.のいずれかが「はい」の場合は、その具体的な内容を記入				満期日	支払限度額

◆診療所賠償責任保険<基本契約>のタイプ一覧

※勤務医師包括担保特約<オプション①>と医療従事者包括賠償責任保険<オプション②>のタイプ一覧はパンフレットをご確認ください。

タイプ (*2)	支払限度額					1施設あたり保険料 (一時払)	
	医師賠償責任保険		医療施設賠償責任保険(*1)				
	(医師特別約款)		(医療施設特別約款)				
	<免責金額:なし>		<免責金額:なし>				
	対人1事故につき	対人保険期間中	対人被害者1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	有床	無床
A	2億円	6億円	1億円	3億円	1億円	117,020円	80,210円
B	1億円	3億円	1億円	3億円	1億円	92,460円	61,970円
C	1億円	3億円	1億円	3億円	1億円	—	6,360円
D	100万円	300万円	1億円	3億円	1億円	6,990円	

*1 医療施設賠償責任保険(医療施設特別約款)の人格権侵害補償の支払限度額および免責金額は、いずれのタイプにおいても次の通りです。

- ・被害者1名につき1000万円、1回の事故につき1億円、保険期間中につき1億円
- ・免責金額:なし

*2 Cタイプは歯科診療所、Dタイプは日本医師会A①会員の方用となります。

◆個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

◆お問い合わせ先

取扱代理店
株式会社慶應学術事業会
〒108-0073 東京都港区三田3-2-3 万代三田ビル4階
Mail hoken@keioae.com
Tel. 03-3453-3846 (平日8:30~17:00)

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
公務第二部 文教公務室
Tel. 03-3515-4133 (平日9:00~17:00)

お申込み方法

「ご注意事項」を必ずご確認ください。

申込締切日	2026年3月19日まで ※中途加入も毎月受け付けております。毎月20日までに申し込みいただくと、翌月1日の午前0時から補償開始となり、2027年4月1日午後4時までの補償期間となります。
保険料の払込方法	請求書を発行いたしますので、2026年3月31日までに以下の口座へ保険料のお振込みをお願いいたします。 恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担願います。 三井住友銀行 三田通支店 普通口座 8207010 カ)ケイオウガクジュツジギョウカイ ホケングチ ※診療所名でお振込みください。 ※お支払い方法は振込みのみとなります。 ※領収証の発行は行っておりません。金融機関の振込明細書、もしくは払込完了画面をもって領収証に代えさせていただきます。
ご加入方法	新規加入・中途加入ともに、「診療所賠償責任保険 加入依頼書兼変更依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、代理店までご提出ください。 【ご提出方法】 スマートフォン、デジタルカメラ等で加入依頼書(表・裏)を撮影し、画像ファイルを hoken@keioae.com ハメール添付にてお送り願います。

■この保険は、慶應義塾大学医学部三四会を契約者とし、団体の構成員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は慶應義塾大学医学部三四会が有します。

■次年度以降は、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、次年度の募集パンフレット等に記載の補償内容、保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

株式会社慶應学術事業会

住所: 〒108-0073 東京都港区三田3-2-3 万代三田ビル4階

Tel.: 03-3453-3846 (受付時間: 平日午前8時30分~午後5時)

Mail: hoken@keioae.com

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部文教公務室

Tel.: 03-3515-4133 (受付時間: 平日午前9時~午後5時)

《事故時の連絡先》

代理店

株式会社慶應学術事業会

Tel.: 03-3453-3846

(受付時間: 平日午前8時30分~午後5時)

HP: <https://www.keio-ins.com>

事故受付センター

(東京海上日動安心110番)

Tel.: 0120-720-110

(受付時間: 24時間365日)